

平成29年度文化芸術振興費補助金

文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業  
文化芸術創造拠点形成事業

募集案内



申請書類の提出期間

平成28年12月19日（月）～平成29年1月14日（土）

（消印有効）

文化庁文化部芸術文化課

文化活動振興室

# 目 次

I.	事業概要	1
1.	事業の目的	1
2.	補助金交付の対象となる事業期間	1
3.	補助事業者	1
4.	補助対象事業	1
5.	「文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 文化芸術 創造拠点形成事業 実施計画」の策定	2
6.	補助金の額	2
II.	応募概要	5
1.	募集期間	5
2.	提出書類	5
3.	実施計画書の作成等に関する留意点	5
4.	書類の提出先	6
5.	事業に関する問い合わせ及び相談先	6
6.	文化プログラムへの参画について	7
III.	審査及び審査後の手続について	8
1.	審査について	8
2.	審査後の手続について	8
IV.	その他の留意事項等	9
1.	事業実施に当たっての留意点	9
2.	文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業の名称の明記	9
V.	補助金交付までの流れ	10
VI.	各種様式	12
VII.	記入例	18
VIII.	Q & A	23

本補助事業は、平成29年度概算要求の内容に基づき募集を行うものです。今後の予算編成の状況等によっては、内容の変更や、規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。

また、内容の変更等が生じた場合には、応募書類の再提出や、関係書類・資料の追加提出を求めることもありますので、御了承願います。

## I. 事業概要

### 1. 事業の目的

地域の実状を踏まえた特色ある文化芸術振興の担い手として、地方公共団体が主体となって芸・産学官と連携して取り組む文化芸術事業を支援することにより、我が国の多様で特色ある文化芸術の振興を図るとともに、地域の活性化にも寄与することを目的とします。

### 2. 補助金交付の対象となる事業期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 3. 補助事業者

地方公共団体（都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

### 4. 補助対象事業

音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術、障害者芸術等を中心とした地域の文化芸術資源を活用した文化事業（被災地における心の復興に資する取組や新国立劇場と連携する取組を含む）

#### 【取組例】

- ・ 地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、アウトリーチ
- ・ メディア芸術の展示、地域の文化資源を活用した現代アート展
- ・ 芸術祭、音楽祭、演劇祭、写真展、美術展
- ・ 能楽、文楽、歌舞伎等の伝統芸能や、舞踊等の公演
- ・ 多言語対応した演劇、ミュージカル公演
- ・ ウェブサイト等での多言語による事業の広報や開設
- ・ 新国立劇場が制作する公演や、新国立劇場において地域の芸術団体が行う公演
- ・ 被災地の児童生徒や住民を対象としたオーケストラ公演や、アウトリーチ

## 5. 「文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 文化芸術創造拠点形成事業 実施計画」の策定

本事業に応募する地方公共団体は、地域の文化芸術資源を活用した、計画的な文化事業を行うため、3年間ないし5年間程度の期間の「文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 文化芸術創造拠点形成事業 実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定する必要があります。

※ 本事業による支援終了後も地域において様々な取組を継続して行う計画があるなど、一過性ではない取組が対象です。

※ 地方公共団体が主体となり、芸・産学官のいずれかと連携して実施する取組を含む実施計画を策定してください。

※ 事業の採択は年度ごとに行いますので、実施計画の初年度の計画が採択されたとしても、次年度以降の採択、補助金の交付を保証するものではありません。

※ 事業規模については、一定規模以上の取組を想定していますので、小規模の取組を応募されても採択とはなりません。

※ 実施計画の策定に関しましては、上記のほか、P.5「Ⅱ. ー3. 実施計画書の作成等に関する留意点」を御参照ください。

## 6. 補助金の額

地方公共団体が実施する事業に必要な経費のうち、次の全ての条件を満たす金額を、予算の範囲内で補助します。

- ① 補助対象経費の2分の1以内の額を上限とします
- ② 原則として8千万円(文化庁の事業と連携した取組や高い波及効果が見込める取組等はこの限りでない)を上限とします
- ③ 自己負担額の5倍以内の額を上限とします
- ④ 自己収入額（入場料、助成金等）が補助対象経費の2分の1を超える場合には、補助対象経費から自己収入額を控除した金額を上限とします

なお、各補助対象経費の積算において、社会通念上著しく高額と認められる場合は、補助の対象外とします。

(③の例) 自己負担額 40万円、補助対象経費 1,000万円の場合  
自己負担額×5 = 200万円←文化庁からの補助金の上限額

(④の例) 自己収入額 600万円、補助対象経費 1,000万円の場合  
補助対象経費×1/2 = 500万円 (a) < 自己収入額 (b)  
(b) - (a) = 100万円 (c)  
(a) - (c) = 400万円←文化庁からの補助金の上限額

○補助対象経費

区分	費目	内 訳
出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原資料、企画制作料 <sup>(注)</sup> 等
舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	会場費	会場使用料(付帯設備費を含む) <sup>(注)</sup> 、会場設営費、会場撤去費等
賃金・ 旅費・ 報償費	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
	賃金・ 共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。
	旅 費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
雑役務費 消耗品費 等	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、等
	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送料
委託費・ 補助金	会議費	会議費
	委託費	委託費
委託費・ 補助金	補助金	補助金、負担金、分担金、交付金 ※事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。

## ○補助対象とならない経費

○事務職員給与 ○事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。）  
 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）、タクシー料金 ○ビザ取得経費 ○印紙代 ○振込手数料 ○交際費・接待費 ○手土産代 ○レセプション・パーティーに係る経費  
 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費（食材費も含む。ただし、会議の際提供するお茶代は可）  
 ○施設整備費 ○備品等購入費 等  
 ※これらの経費は、外部に委託した場合についても計上できません。

- (注) 1. 補助対象事業における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費については、補助対象経費の企画制作料に計上できます。
2. 地方公共団体が所有する施設の使用料については、減免措置等の規定がない場合は、補助対象経費の会場使用料に計上できます。

## ○諸謝金単価表（参考）

地方公共団体において諸謝金の単価を定めていない等の場合には、この単価表の額を参考にしてください。

区分	単位	日額・件数 単価	時間単価	備考
1 会議出席謝金(A)	回・時間	22,700	11,300	審議会同等の会議に適用(会長クラス)
2 会議出席謝金(B)	回・時間	19,600	9,800	審議会同等の会議に適用(委員クラス)
3 会議出席謝金(C)	回・時間	17,700	8,800	審議会同等の会議に適用(臨時委員クラス)
4 会議出席謝金(D)	回・時間	14,000	7,000	協力者会議等の会議出席謝金に適用する
5 座談会等出席謝金	回・時間	16,400	8,200	対談・座談会
6 講演謝金(A)	時間	-	11,300	大学学長等が専門的な講演・講義をするもの
7 講演謝金(B)	時間	-	7,900	大学教授等が専門的な講演・講義をするもの
8 特別講演謝金(A)	回	57,000	-	著名人によるワークショップの講演など。
9 特別講演謝金(B)	回	35,000	-	ワークショップの講演など。
10 指導・実技・実習等謝金	時間		5,100	技芸、スポーツ、知識等の教授・指導料に該当するもの
11 助言等謝金	時間		5,100	政策の立案等の参考になるものやコメントを述べる程度のもの
12 作業補助等労務謝金	時間		1,010	集計、会場整理等(継続2ヶ月以内)
13 作業補助等労務謝金	時間		1,010	集計、会場整理等(継続2ヶ月超)
14 司会・報告者謝金	時間		4,600	司会、報告会に対する謝礼。
15 演奏謝金	時間		6,400	演奏に対する謝礼。
16 審査謝金(選考会)	回・時間	14,000	7,000	討論形式による選考会、書類審査
17 審査謝金(書類審査A)	件	3,500		討論形式によらない書類審査(一般競争(総合評価落札方式)の技術審査など)
18 審査謝金(書類審査B)	件	389		討論形式によらない書類審査
19 原稿謝金(日本語A)	枚	2,500		400字。思想・文献・随想・提言等。
20 原稿謝金(日本語B)	枚	2,000		400字。一般的なもの。
21 原稿謝金(外国語A)	枚	5,000		200語。思想・文献・随想・提言等。
22 原稿謝金(外国語B)	枚	4,000		200語。一般的なもの。
23 通訳謝金(英語)	時間		10,400	
24 通訳謝金(その他)	時間		10,500	
25 翻訳謝金(和文英訳)	枚	5,900		和文→英文(200ワード)、仕上り1枚当
26 翻訳謝金(英文和訳)	枚	4,000		英文→和文(400字)、仕上り1枚当
27 翻訳謝金(その他和訳)	枚	5,500		英文以外→和文(400字)、仕上り1枚当
28 揮毫謝金	枚	150		名前、日付程度

## Ⅱ. 応募概要

### 1. 募集期間

書類は、郵送等による原本の提出のほか、電子メールでも提出してください。

#### (1) 郵送

平成28年12月19日(月)から平成29年1月14日(土)(消印有効)

※ 「平成29年度 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 実施計画書在中」と朱書きの上、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で提出してください。

#### (2) 電子メール

平成28年12月19日(月)から平成29年1月16日(月)18時迄

### 2. 提出書類

以下の書類を提出してください。

なお、御提出いただいた書類については返却しませんので、あらかじめ御了承願います。

また、提出後の差し替えは一切認められません。

#### ○実施計画書

(様式1) 平成29年度文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 実施計画提出書

(様式2-2) 平成29年度文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 文化芸術創造拠点形成事業 実施計画書

(様式3-2) 収支予算書

### 3. 実施計画書の作成等に関する留意点

#### (1) 実施計画の期間について

3年間ないし5年間程度の期間の計画内容を記載してください。

#### (2) 文化振興条例等との関連について

地方公共団体において既に制定されている文化振興に関する条例や指針、ビジョン、構想、プラン等の内容を踏まえて事業を実施する場合には、対応する条例等の内容を実施計画書に記載してください。

条例等を制定していない地方公共団体においては、できる限り制定に向けた検討を行うようにしてください。

### (3) 目標とする文化的・社会的・経済的効果等の設定について

事業実施により目指す文化的・社会的・経済的効果等につきましては、個々の事業だけでなく、事業を実施した地域において予想される効果や成果を、抽象的な表現ではなく定量的に必ず記載してください。また、過去における事業の参加人数、来場者数、訪日外国人数、経済波及効果等も併せて記載してください。

### (4) 他の補助金との重複について

他省庁の補助事業と組み合わせて補助を受けることは可能です。その場合は、省庁名、補助金額等を収支予算書に記載してください。

補助を受けようとする同一の事業内容について、文化庁の他の補助事業に応募することはできません。また、既に文化庁の他の補助事業に応募されている場合には、本事業に応募することはできません。

ただし、文化芸術創造活用プラットフォーム事業において先進的文化芸術創造拠点形成事業と併願することができます。

補助を受けようとする同一内容の事業について、芸術文化振興基金へ応募することは可能です。ただし、本事業と芸術文化振興基金ともに採択となった場合には、どちらの補助を受けるかを選択していただきます。

### (5) 申請金額について

補助金の額は、文化庁の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、申請金額全てを満たすとは限りません。

## 4. 書類の提出先

〒105-8335

東京都港区芝三丁目23番1号セレスティン芝三井ビルディング12階

株式会社JTBコミュニケーションデザイン

ミーティング&コンベンション事業部 コンベンション1局

文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業事務局

TEL：080-5908-3553 E-mail：[bunka-plat@jtbcom.co.jp](mailto:bunka-plat@jtbcom.co.jp)

※本事業は、株式会社JTBコミュニケーションデザインに応募受付等事務の一部を委託しています。

## 5. 事業に関する問い合わせ及び相談先

事業について、内容の照会や事業規模、経費等について御相談等ある場合は、次の担当まで事前に御連絡ください。

文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室 03-5253-4111（内線2836）

## 6. 文化プログラムへの参画について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以後、東京2020大会）は、スポーツの祭典のみならず文化の祭典です。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、東京2020大会を我が国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえており、リオ大会後から、全国の自治体や芸術家等との連携の下、文化プログラムを全国各地で推進していくことを謳っています。

文化庁としては、東京2020大会を契機に、文化プログラムを推進することを重点政策ととらえており、文化庁の委託事業や補助事業に申請される団体等におかれましては、多様な文化プログラムを実施するとともに、可能な限り、文化プログラムに関する認証プログラムへの申請をお願いいたします。

### 《認証プログラム》

#### 1. 東京2020文化オリンピアド（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

政府、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサー等の東京2020大会に関連の強いステークホルダーが実施する事業（東京2020公認文化オリンピアド）や、地方公共団体（会場関連自治体を除く）や独立行政法人を含む非営利団体が実施する、東京2020大会の機運を醸成し、オリンピック・パラリンピクムーブメントを裾野まで広げる事業（東京2020応援文化オリンピアド）が対象です。

#### <東京2020参画プログラムホームページ>

<https://tokyo2020.jp/jp/get-involved/certification/>

#### 2. beyond2020プログラム（内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局）

民間企業を含む様々な主体が実施する、2020年以降を見据えたレガシー創出に資する事業が対象です。2016年12月末より開始予定です。

#### <東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部ホームページ>

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/)

### Ⅲ. 審査及び審査後の手続きについて

#### 1. 審査について

提出された書類は、外部有識者を含めた審査委員会による審査を経て、採択事業を決定します。審査は、実施計画の内容、事業の実施方法等について、以下に掲げる審査の視点により総合的に評価します。

##### <審査の視点>

##### (1) 実施計画について

- ・本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか。
- ・実現可能な内容・事業規模となっているか。
- ・地域の文化資源（観光資源を含む）を活用した計画となっているか。
- ・訪日外国人向けの取組（多言語対応や、訪日外国人が鑑賞・体験できる魅力的な内容とする工夫等）が行われ、受入環境整備を図っているか。
- ・地域課題（人口の減少、過疎高齢化、若年層の流出、観光客の減少、中心市街地の衰退等）を踏まえた取組が行われているか。
- ・事業実施による効果等について、これまでの実績等を踏まえ適切に設定されているか。また、具体的な数値が設定されているか。
- ・計画期間終了後も地方公共団体独自で取り組めるなど事業の継続が見込まれるか。
- ・芸・産学官や他の地方公共団体（特に市町村においては、都道府県）、地方公共団体の他の部局（観光振興担当部局等）との連携・協力体制がとれているか。
- ・計画に対して妥当な経費が計上されているか。

##### (2) 実施計画に記載されている具体的な取組について

- ・事業実施による効果、成果をもたらす計画となっているか。

#### 2. 審査後の手続きについて

##### (1) 審査結果の通知

応募された実施計画の審査結果については、採否にかかわらず、平成29年3月下旬（予定）に文書により通知します。

##### (2) 補助金交付申請書の提出

補助事業者として採択する旨の通知を受けた地方公共団体が、これを受諾した場合には、補助金交付申請書を所定の期間内に文化庁へ提出していただく必要があります。

文化庁は、申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、地方公共団体へ通知します。

##### (3) 実績報告書の提出

補助金交付決定の通知を受けた地方公共団体は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。

##### (4) 補助金の交付

文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、地方公共団体に通知し、補助金を交付します。

## IV. その他の留意事項等

### 1. 事業実施に当たっての留意点

#### (1) 実施計画の変更

事業開始後、実施計画の内容に変更が生じた場合は、文化庁に速やかに報告してください。

#### (2) 事業の実施報告

事業実施による効果や成果を定量的・定性的に把握するため、年度終了後、事業実施報告書等を提出していただきます。事業実施報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、あらかじめ準備しておいてください。

なお、事業実施報告書において、実績が計画と著しく異なる、効果や成果の把握ができていない等の状況が認められた場合は、採択を取り消すことがあります。

#### (3) 関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿及び収入支出に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。

#### (4) 完了検査等

- ① 事業終了後、文化庁の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地検査をする場合があります。
- ② 本事業は、会計実地検査の対象事業であり、会計検査院から指示があった場合には、実地検査に協力していただく必要があります。
- ③ 上記検査で不適切な会計処理が明らかになった場合には、既に交付した補助金を国庫に返還を命ずることがありますので、適切な事業実施に努めてください。

### 2. 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業の名称の明記

採択された地方公共団体は、事業に関するポスター、チラシ、プログラム等に「平成29年度 文化庁 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業」の記載及び「文化庁シンボルマーク」を必ず表示してください。

<表示例>

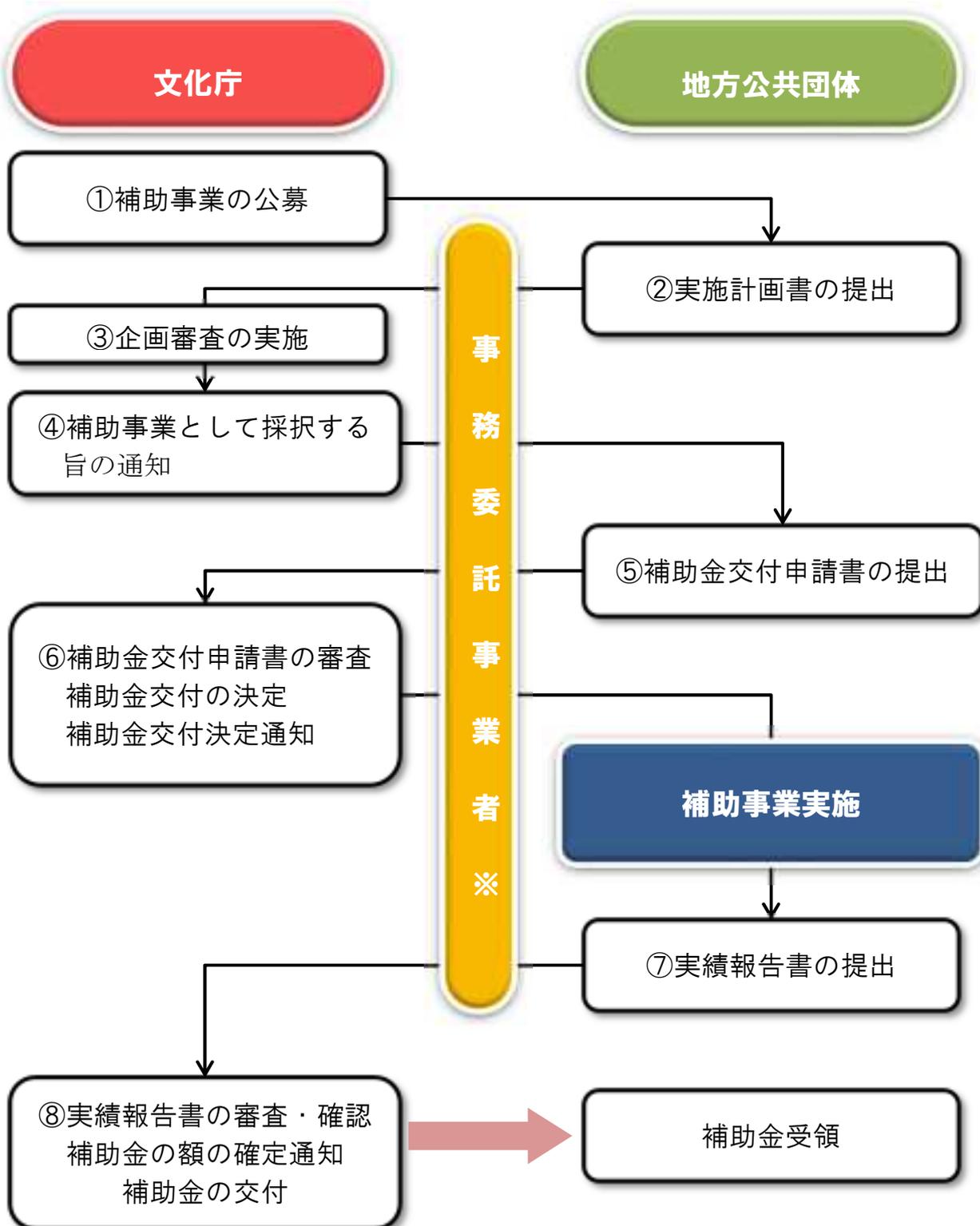


平成29年度 文化庁 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業

※英語表記

Supported by the Agency for Cultural Affairs Government of Japan in the fiscal 2017

## V. 補助金交付までの流れ



※ 本事業は、株式会社JTBコミュニケーションデザインに応募受付等事務の一部を委託しています。

項 目	内 容
① 補助事業の公募	文化庁は、文化芸術振興費補助金の交付の対象となる事業について公募します。
② 実施計画書の提出	補助金の交付を希望する地方公共団体は、実施計画書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
③ 企画審査の実施	文化庁は、外部有識者を含めた審査委員による審査を経て、補助金の交付の対象となる事業及び交付しようとする補助金の額を決定します。
④ 補助事業として採択する旨の通知	文化庁は、③の決定について、平成29年3月下旬（予定）に、実施計画書を提出した地方公共団体へ通知します。なお、不採択となった団体にも同時に審査結果を通知します。
⑤ 補助金交付申請書の提出	補助事業者として採択する旨の通知を受けた地方公共団体は、これを受諾した場合、補助金交付申請書（以下「申請書」という）を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑥ 補助金交付申請書の審査 補助金交付の決定 補助金交付決定通知	文化庁は申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、申請書を提出した地方公共団体へ通知します。
⑦ 実績報告書の提出	補助金交付決定の通知を受けた地方公共団体は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑧ 実績報告書の審査・確認 補助金の額の確定通知 補助金の交付	文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び交付決定の際に付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、地方公共団体に通知し、補助金を交付します。

## VI. 各種様式

(様式1)

平成29年度 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 実施計画提出書

補助事業者名	_____
担当部署	_____
担当者職・氏名	_____
所在地	( 〒    -    )
TEL	_____ / FAX
E-mail	_____

(単位:千円)

事業の区分	事業名	申請金額
合 計		

平成29年度 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業  
文化芸術創造拠点形成事業 実施計画書

補助事業者名	_____
担当部署	_____
担当者職・氏名	_____
所在地 (〒 - )	_____
TEL	_____ / FAX _____
E-mail	_____

1. 実施計画の名称	_____	
2. 実施計画の期間	_____	
3. 実施計画の趣旨・目的	_____	
4. 実施計画の推進に関する基本的な方針(文化振興条例等との対応等)	_____	
5. 実施計画の概要	_____	
6. 期待される文化的・社会的・経済的効果等	_____	
※本補助金を受給することにより向上が見込まれることについても記入		
7. 文化芸術政策の実績	_____	
(1) 創造都市ネットワーク日本に加盟	加盟年月日	_____
(2) ユネスコ創造都市ネットワークに加盟	加盟年月日	_____
(3) 文化芸術創造都市で文化庁表彰を受表彰	受表彰年度	_____
(4) 東アジア文化都市採択地方公共団体	採択年度	_____
8. 芸術文化振興基金への応募の有無	_____	
①舞台芸術等の創造普及活動へ応募 ②地域の文化振興等の活動へ応募 ③応募していない		

9. 平成29年度の実施計画	
(1) 平成29年度実施計画の趣旨・目的	
(2) 平成29年度実施計画の内容	
【実施計画の概要(要約)】	
※採択された場合の公表用に実施計画の概要の要約を100字以内で記載してください	
(3) 訪日外国人向けの取組	
(4) 平成29年度実施計画の達成目標(文化的・社会的・経済的効果等)	
参加者数	人(うち訪日外国人: 人)
経済波及効果	円
<その他の目標>	
(5) 平成29年度実施計画における芸・産学官連携・協力体制の状況	
連携する団体等の名称	
芸術家・団体等:	
産業界:	
大学等:	
地方公共団体等:	
その他:	
<連携・協力内容>	
10. 申請済(又は申請予定)の文化プログラム認証	
(1) 東京2020公認プログラム	・申請済(認証番号: ) ・申請予定 あり / なし
(2) 東京2020応援プログラム	・申請済(認証番号: ) ・申請予定 あり / なし
(3) beyond 2020	・申請済(認証番号: ) ・申請予定 あり / なし

11.具体的な事業又は取組				
実施年月日	事業名又は取組名	事業又は取組の目的・内容	実施場所	入場者・参加者数(予定)
①				
②				
③				

【収支予算書】(「文化芸術創造拠点形成事業」用)  
(収入の部)

(様式3-2)  
(単位:円)

区 分	予定額	備 考
申請者自己負担額		
共催者等負担額		
補助金・助成金		
寄附金・協賛金		
事業収入		
その他		
小 計(A)		
国庫補助額		
合 計(B)		

(支出の部)

(単位:円)

	区分	費目	積算内訳	予定額
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費		
		音楽費		
		文芸費		
	舞台・会場・設営費	舞台費		
		作品借料		
		上映費		
		会場費		
		運搬費		
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費		
		旅費		
		報償費		
	雑役務費 消耗品費等	雑役務費		
		消耗品費		
		通信費		
		会議費		
	委託費・補助金	委託費		
		補助金		
	小 計(C)			
	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額			
	補助対象経費計(D)			
補助対象外経費				
	小 計(E)			
	合 計(F)			

実施可能な充足率(対国庫補助額)	%
------------------	---

【収支予算書】(「文化芸術創造拠点形成事業」用)

受託者または  
間接補助事業者名:

事業(取組)名:

(支出の部)

(単位:円)

	区分	費目	積算内訳	予定額
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費		
		音楽費		
		文芸費		
	舞台・会場・設営費	舞台費		
		作品借料		
		上映費		
		会場費		
		運搬費		
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費		
		旅費		
		報償費		
	雑役務費 消耗品費 等	雑役務費		
		消耗品費		
		通信費		
		会議費		
	委託費	委託費		
小 計(C)				0
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額				
<b>補助対象経費計(D)</b>				<b>0</b>
補助対象外経費				
	小 計(E)			
合 計(F)				0

## VII. 記入例

### 記入例

※あくまで記入例ですので、各地方公共団体の創意工夫を凝らした計画を策定してください。

(様式1)

#### 平成29年度 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 実施計画提出書

補助事業者名 ○○県  
 担当部署 ○○局○○課  
 担当者職・氏名 ○○係長 ○○ ○○  
 所在地 (〒×××-××××)  
 ○○県○○市○○町○○×-××-×  
 TEL XXX-XXX-XXXX / FAX XXX-XXX-XXXX  
 E-mail XXX@XXX.XX.XX

千円未満は切捨になります。

(単位:千円)

事業の区分	事業名	申請金額
文化芸術創造拠点形成事業(地域における文化施策推進体制の構築促進)	○○県○○○○構築事業	○○,○○○
文化芸術創造拠点形成事業	○○県○○○○振興事業	○○,○○○
合 計		○○,○○○

平成29年度文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業に応募する事業がありましたら、本事業を含め全て記載してください。

平成29年度 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業

文化芸術創造拠点形成事業 実施計画書

補助事業者名	〇〇県		
担当部署	〇〇局〇〇課		
担当者職・氏名	〇〇係長 〇〇 〇〇		
所在地	(〒×××-××××) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇×-××-×		
TEL	XXX-XXX-XXXX	/ FAX	XXX-XXX-XXXX
E-mail	XXX@XXX.XX.XX		

1. 実施計画の名称	〇〇県〇〇〇〇振興事業	行が足りない場合は、適宜 行を追加してください。
2. 実施計画の期間	平成29年4月1日 ~ 平成32年3月31日	
3. 実施計画の趣旨・目的		
<p>〇〇県では、平成〇〇年度に策定した〇〇県文化政策推進プランにおいて、「文化芸術による創造的なまちづくり」を掲げ、地域住民、芸術団体、企業等との連携を図りつつ、本県の歴史や文化等の特色を活かした文化芸術振興施策を実施することとしている。</p> <p>これを達成するため、3か年計画で〇〇県〇〇〇〇振興事業を実施する。</p>		
4. 実施計画の推進に関する基本的な方針(文化振興条例等との対応等)		
<p>〇〇県文化政策推進プランで掲げる理念のうち、①文化芸術を活用して次代を担う人材の豊かな人間性を育てること、②多くの県民が文化芸術に触れる機会を提供すること、③文化芸術の創造活動等を通じ地域の活力を高めること、の3点を達成できるよう事業を展開する。</p>		
5. 実施計画の概要		
<p>■平成29年度 計画の1年目として、まずは当該事業が県内で認知されるよう、観光振興施策である〇〇〇と連携し.....を図る。</p> <p>主な内容 〇〇交響楽団演奏会及び〇〇、劇団〇〇によるミュージカル、〇〇〇劇団による演劇</p> <p>■平成30年度 平成27年度の実施結果等をもとに、より外国人が参加しやすいよう事業内容や周知方法を再検討し、.....。</p> <p>主な内容 〇〇交響楽団演奏会、現代アートの作品展、ダンス公演等</p> <p>■平成31年度 過去2年間の取組をふまえつつ、〇〇県の特徴を打ち出した事業とし、県外からの誘客も図る。</p> <p>主な内容 〇〇交響楽団演奏会、地域の歴史・文化と現代アートとのコラボレーション企画等</p>		
6. 期待される文化的・社会的・経済的効果等		
<p>※本補助金を受給することにより向上が見込まれることについても記入</p> <p>本計画の実施により、文化芸術活動に主体的に参加する住民や、他地域との交流人口の増加、ワークショップや共働作業を通じた住民同士の交流により、地域の活性化や、訪日外国人の増加が期待できる。また、子どもを対象とした取組の実施により、感性を育み、.....。</p> <p>3年間の参加予定者数〇〇〇〇〇人(1年目〇〇〇〇〇人、2年目〇〇〇〇〇人、3年目〇〇〇〇〇人) うち、訪日外国人の割合〇〇パーセント、経済波及効果〇〇億円</p>		
7. 文化芸術政策の実績		
(1) 創造都市ネットワーク日本に加盟	加盟年月日	平成〇〇年〇月〇日
(2) ユネスコ創造都市ネットワークに加盟	加盟年月日	
(3) 文化芸術創造都市で文化庁表彰を受彰	受彰年度	
(4) 東アジア文化都市採択地方公共団体	採択年度	
8. 芸術文化振興基金への応募の有無		
①舞台芸術等の創造普及活動へ応募 ②地域の文化振興等の活動へ応募 ③応募していない		

被災者の心の復興に資する  
取組であればその旨記入。

定量的に記載してください。

9. 平成29年度の実施計画	
(1) 平成29年度実施計画の趣旨・目的	
<p>計画の1年目となる今年度は、本事業が県民に広く認知され多くの参加が得られるよう、音楽・ミュージカル・演劇の分野から有名な作品を取り上げることとする。</p> <p>これまで毎年、〇〇県立〇〇ホールで演奏会を行ってきて県民に親しまれている〇〇交響楽団の協力を得て、演奏会のプログラムに住民が参加できる合唱曲を取り上げる。</p> <p>全国的に活動し知名度のある劇団〇〇のミュージカルを……………。</p> <p>近年注目されている〇〇〇〇劇団の話題作を……………。</p>	
(2) 平成29年度実施計画の内容	
<p>①〇〇交響楽団演奏会及び人材育成事業</p> <p>演奏会のプログラムの一曲を地元で所縁のある合唱曲とし、地域住民も参加できるようなプログラムを実施する。参加希望者を募り、〇〇交響楽団の楽団員の指導のもと、演奏会に向けてワークショップを実施する。</p> <p>また、〇〇交響楽団の楽団員が小学校で子どもたちや地域の方々向けにワークショップや演奏会を行うなど、地域の方々や触れ合う機会を設け、音楽を通じた地域のコミュニティの活性化を図る。</p> <p>②劇団〇〇のミュージカルおよび、ワークショップ</p> <p>全国的に活躍している劇団〇〇のミュージカルを上演し、質の高い公演に触れてもらう。</p> <p>また、〇〇公民館において、中学生・高校生対象としたワークショップを開催し、将来ミュージカル俳優を目指す学生たちにとって有益な機会を提供する。</p> <p>③〇〇〇〇劇団による演劇を活用した地域コミュニティ事業</p> <p>地元で活躍する〇〇〇〇劇団による公演およびワークショップを、観光振興施策である〇〇〇事業と連携して実施し、演劇を通じた地域の方々との交流はもちろんのこと、観光客との交流の機会を設ける。</p>	
【実施計画の概要(要約)】	
※採択された場合の公表用に実施計画の概要の要約を100字以内で記載してください	
〇〇交響楽団による演奏会及び人材育成事業、劇団〇〇によるミュージカルやワークショップ、〇〇〇〇劇団による演劇を活用した地域コミュニティ事業を実施。	
(3) 訪日外国人向けの取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイトの日・英・中の三か国語に対応させ、訪日外国人に対しても本事業を周知する。</li> <li>・演奏会のプログラムは日・英・中の三か国語、ミュージカルおよび演劇は日・英の二か国語に対応させ、訪日外国人でも鑑賞できるようにする。</li> <li>・ボランティア等による多言語対応の案内を実施する。</li> </ul>	
(4) 平成29年度実施計画の達成目標(文化的・社会的・経済的効果等)	
参加者数	人(うち訪日外国人: 人)
経済波及効果	円
<p>&lt;その他の目標&gt;</p> <p>本事業の実施により、……………。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">何を目標とするのかを、具体的に記載して下さい。</div>	
(5) 平成29年度実施計画における芸・産学官連携・協力体制の状況	
連携する団体等の名称	
芸術家・団体等: 〇〇財団	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">新国立劇場と連携して実施する取組であれば連携先として記入。</div>
産業界: 〇〇商工会議所	
大学等: 〇〇大学	
地方公共団体等: 〇〇県、〇〇市	
その他:	
<p>&lt;連携・協力内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇事業を〇〇財団と共同で実施する。</li> <li>・〇〇商工会議所と連携して〇〇事業の広告宣伝を行い、協賛金確保に努める。</li> <li>・〇〇大学のインターンシップの受け入れを行う。</li> <li>・〇〇県の〇〇事業の一環として位置づけ、連携・協力を図る。</li> <li>・他部局である〇〇部の〇〇施策との連携・協力を図る。</li> </ul>	
10. 申請済(又は申請予定)の文化プログラム認証	
(1) 東京2020公認プログラム	・申請済(認証番号: ) ・申請予定 <input checked="" type="checkbox"/> / なし
(2) 東京2020応援プログラム	・申請済(認証番号: ) ・申請予定 <input checked="" type="checkbox"/> / なし
(3) beyond 2020	・申請済(認証番号: ) ・申請予定 <input checked="" type="checkbox"/> / なし

11.具体的な事業又は取組				
実施年月日	事業名又は取組名	目的・内容	実施場所	入場者・参加者数(予定)
①〇〇交響楽団演奏会及び人材育成事業				
〇〇年〇月～〇〇年〇月	〇〇交響楽団演奏会 合唱ワークショップ	〇月の演奏会のプログラムの一曲「〇〇〇〇」の合唱参加者を公募。全〇回〇〇交響楽団の指導を受け、参加者が協働して音楽を創り楽しむ場とする。	〇〇ホール	合唱参加者 〇〇人
〇〇年〇月〇日～〇日	〇〇交響楽団演奏会	「……………」をテーマとしたプログラム構成 演奏予定楽曲 〇〇〇「〇〇〇〇」 〇〇〇「〇〇〇〇〇」 〇〇〇「〇〇〇〇〇」(住民が合唱に参加)	〇〇ホール	合唱参加者 〇〇人 観客のべ 〇〇〇〇人
〇〇年〇月〇日～〇日	〇〇交響楽団の子ども向けワークショップ及びコンサート	〇〇交響楽団の楽団員により、地域の子どもたちを対象に楽器を使ったワークショップを実施するとともに、子ども向けのコンサートを開催する。ワークショップには、地域で音楽教室を営む人等も参加し、指導法について学ぶ機会を提供することにより、今後、地元独自で開催するワークショップの指導者育成を目指す。	小学校3校	ワークショップのべ 〇〇〇人 コンサート観客のべ 〇〇〇人 運営ボランティア 〇〇人
②劇団〇〇のミュージカルおよび、ワークショップ				
〇〇年〇月〇日	劇団〇〇のミュージカル	全国的に活躍している劇団〇〇のミュージカルを多言語で上演し、質の高い公演を幅広い年代に楽しんでもらうとともに、訪日外国人の増加につなげる。	〇〇ホール	入場者 〇〇人 うち外国人 〇〇人
〇〇年〇月〇日	劇団〇〇 ワークショップ	ミュージカルに興味のある中学生・高校生を対象にワークショップを行い、将来ミュージカル俳優を目指す学生に対し、有益な機会を提供する。	〇〇公民館	〇〇人
③〇〇〇〇劇団による演劇を活用した地域コミュニティ事業				
〇〇年〇月〇日～〇日	〇〇〇〇劇団による演劇を活用した地域コミュニティ事業	演劇に馴染みのない住民も楽しめるよう話題作「〇〇〇〇」を取り上げ、公演とアフタートークを実施。また、劇団員によるワークショップを行う。	〇〇ホール	ワークショップ 〇〇〇人 観客のべ 〇〇〇人

10.(2)の内容に対応するよう、事業又は取組ごとにまとめて記載してください。

【収支予算書】(「文化芸術創造拠点形成事業」用)  
(収入の部)

(様式3-2)  
(単位:円)

区分	予定額	備考
申請者自己負担額	2,149,500	助成金(または補助金)の交付元も記載してください。
共催者等負担額	400,500	
補助金・助成金	1,000,000	国庫補助額の5分の1以上の金額が必要です。 〇〇財団〇〇助成金1,000,000円
寄附金・協賛金	500,500	〇〇社500,500円
事業収入	1,000,000	入場料収入900,000円(2,000円×450人) 〇〇販売収入100,000円(500円×200個)
その他		
小計(A)	5,050,500	補助対象経費の(D)の2分の1以内の額。 応募時は千円未満切捨て。
国庫補助額	4,950,000	
合計(B)	10,000,500	

(支出の部)

(単位:円)

	区分	費目	積算内訳	予定額
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費	〇〇氏出演料	1,000,000
		音楽費		
		文芸費	演出料	300,000
	舞台・会場・設営費	舞台費		
		作品借料		
		上映費		
		会場費	会場使用料	500,000
		運搬費		
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	会場整理等賃金(1,000円×15人×6時間)	90,000
		旅費	〇〇氏旅費(〇〇-〇〇往復、2泊)	100,000
		報償費		
	雑役務費 消耗品費等	雑役務費	広告宣伝費(テレビCM 420,000円+新聞広告 210,000円) 印刷製本費(ポスター 210円×200枚+チラシ 10円×10,000枚) 請負費(DVD作成 120,000円)	892,000
		消耗品費	消耗品費	415,000
		通信費	郵送料(資料・チラシ等発送)	200,000
		会議費	会議費100円×10人×3回	3,000
	委託費・補助金	委託費	〇〇事業委託費(委託先: 〇〇実行委員会) 〇〇市委託費: 6,000,000円 共催者負担額: 400,500円	6,400,500
		補助金		
小計(C)				9,900,500
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額				
補助対象経費計(D)				9,900,500
補助対象外経費	レセプション経費			100,000
	小計(E)		申請数が多いときは、国庫補助額に充足率がかかる場合があります。実施可能な充足率を記載願います。	100,000
合計(F)				10,000,500

実施可能な充足率(対国庫補助額) \_\_\_\_\_ %

## VII. Q & A

1. 芸術団体や実行委員会なども事業の実施主体になることはできますか。

芸術団体や実行委員会は、共同の実施主体になることはできますが、地方公共団体も必ず実施主体に含まれていなければなりません。

2. 応募の手順について教えてください。

補助金の交付を希望する各地方公共団体が、事業の実施計画書を作成して文化庁へ提出します。なお、事業の内容により担当部局が異なる場合には、実施計画書をいずれかの担当部局が取りまとめて提出してください。

3. 複数の事業を応募した場合、一部の事業が採択されないこともありますか。

審査の結果、複数の計画のうち、一部の計画が不採択となる可能性はあります。

4. 複数年度の事業計画を立てた場合、1年目が採択されれば、2年目以降も自動的に採択されるのでしょうか。

採択は年度ごといたしますので、1年目が採択されたからといって、2年目以降の採択が保証される訳ではありません。

5. 複数年にわたる事業の2年次以降の実施計画について、次年度応募の際、変更することは可能ですか。

次年度応募の際に実施計画書を修正することは可能ですが、初年度に全体の実施計画書を確認の上で採否を決定しているため、当初の計画が完全に変わってしまうような変更は認められません。

6. 実施計画書に記載した内容が交付申請書提出時に変更となった場合、どのように報告をすれば良いですか。

様式は問いませんので、変更となった箇所とその理由を記載し、交付申請書とともに提出してください。ただし、大幅な計画の変更は認められません。

7. 実施期間の終期は、いつ頃に設定すれば良いですか。

おおむね、事業終了後一ヶ月以内とし、速やかに実績報告をしてください。ただし、委託業者の会計の都合等、やむを得ない理由がある場合は、交付申請書を提出する前に文化芸術創造拠点形成事業担当に連絡してください。

8. 何らの理由で、交付決定通知が届く前に申請を取り下げの場合の手続きを教えてください。

文化庁が本事業の応募受付等事務を委託している業者へ速やかに連絡してください。取下書を提出していただきます。

9. 展覧会等で、事業の実施が次年度に係る場合の取り扱いを教えてください。

次年度の経費を補助対象として認めることはできませんので、補助対象期間として認められた期間の経費のみを報告してください。

10. 補助金の支払い時期はいつ頃ですか。また、概算払は可能ですか。

補助金の支払は、原則として事業完了後の精算払となります。概算払については、関係省庁と協議し、承認された場合のみ可能となります。

11. 事業を実施するに当たって実行委員会を組織する場合、事業に必要な経費を実行委員会へ負担金として給付することは認められますか。

認められます。補助事業者である地方公共団体は、実行委員会に事業の全部又は一部を実施させる場合、その経費の全部又は一部を補助又は負担することができます。

12. 繰越しや文化芸術のための基金へ投入することは認められますか。

繰越し及び基金への投入は認められません。

13. 実行委員会や委託先に文化庁から直接本補助金を支払うことは可能ですか。

できません。

14. 委託費や間接補助金の内訳は、どの程度まで明らかにする必要がありますか。

委託費一式、ではなく、費目ごと明らかにするようにしてください。再委託につきましても、費目がいくつかに分かれているもの（公演委託等）については、費目ごと明らかにする必要があります。

内訳書は、原則当庁の様式で作成してください。

15. 委託費が契約額と決算額で異なった場合は、どのように報告をすれば良いのですか。

変更契約書や戻入処理をしたことが分かる書類等、決算額と一致する証憑書類を実績報告書類とともに提出してください。

16. 実施事業への協力をお願いする際、手土産を持参したり、会食を行ったりしたいのですが、これらに係る費用は補助対象経費になりますか。

手土産代や飲食費は交際費・接待費に当たるため、補助対象経費に計上することはできません。

17. 食に関するフォーラム等で試食を出す等、事業に付随して食材費が発生する場合、補助対象経費に計上することはできますか。

飲食に係る経費は、事業に付随するものであっても、補助対象経費に計上することはできません。

18. 物品販売等に関する経費を補助対象経費に計上できますか。

物品販売等に関しては、その事例ごとに経費の計上の適否について検討する必要がありますので、事前に文化芸術創造拠点形成事業担当までお問い合わせください。

なお、物品販売に限らず、発生した収入は、必ず申告してください。

19. 訪日外国人向けの取組例を教えてください。

多言語に対応した演劇、ミュージカル等の公演やワークショップに加え、多言語によるウェブサイトや印刷物等での事業広報や解説、また、ボランティア等による多言語での展示作品の紹介や解説等、訪日外国人が容易に公演や展覧会の情報を入手したり、鑑賞や体験したりすることができるような工夫がなされているとともに、日本の伝統芸能など、外国人にとっても魅力的な内容の取組が挙げられます。

20. P.1 I.-4に記載のある被災地として誰が申請できますか。

激甚災害に指定された地域等を含む地方公共団体からの申請を想定しています。

21. 先進的文化芸術創造拠点事業と文化芸術創造拠点形成事業の両方に申請することを考えていますが、先進的文化芸術創造拠点事業の募集はいつ頃になりますか？

募集時期については現在調整中です。ご案内までもう暫くお待ちください。

22. 先進的文化芸術創造拠点事業と文化芸術創造拠点形成事業の両方に申請した場合、審査はどのように行われるのですか。

先進的文化芸術創造拠点事業で採択となった場合、文化芸術創造拠点形成事業での採択はありません。